

蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議

報告書(案)

令和 年 月

蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議

目 次

はじめに

第1章 施設の概要

- 施設の所在地・構成
- 主要設備の仕様
- 運営体制
- 稼働時間および受入体制

第2章 事故の概要

- 火災の発生日時・場所
- 被害状況
- 火災当日の経過(タイムライン)
- 火災による影響
 - 住民への影響
 - ごみ処理への影響
- 原因調査の状況

第3章 火災事故に関する検証の視点

- 1 運転管理体制について
- 2 火災覚知・火災防止システム及び消火設備の設置・運用状況
- 3 初期消火及び119番通報の対応状況
- 4 出火原因の検証
- 5 各種法令等との整合性

第4章 課題と再発防止の方向性・再発防止策の検討

- 1 運転管理体制について
- 2 火災覚知・火災防止システム及び消火設備の設置・運用状況
- 3 初期消火及び119番通報の対応状況
- 4 出火原因の検証
- 5 各種法令等との整合性

第5章 蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議の経過と委員名簿

- 会議の経過
- 委員名簿

おわりに

作成中

はじめに

1蕨戸田衛生センター施設の概要

所在地:埼玉県戸田市美女木北 1 丁目 8 番地の 1

事業主体:蕨戸田衛生センター組合(蕨市・戸田市が組織する一部事務組合)

建物:管理棟(地上2階建て) 建築面積:392m² 延べ床面積: 677.52 m²

ごみ焼却施設・粗大ごみ処理施設(地下 1 階地上4階建て)

建築面積:3,796 m² 延べ床面積 9,748.99 m²

(内、粗大ごみ処理施設 建築面積: 480 m² 延べ床面積 983.18 m²

リサイクルプラザ(地下 1 階、地上 3 階建て)

建築面積:2,457 m² 延べ床面積 5,181.31 m²

し尿処理施設(地下 1 階、地上 2 階建て)

建築面積: 374 m² 延べ床面積 845.46 m²

リサイクルフラワーセンター(地上1階建て)

建築面積:1,012.4 m² 延べ床面積 995.71 m²

煙突:高さ:59m

焼却炉形式:全連続燃焼式流動床炉

焼却能力:270 トン(90 トン/日×3)

灰処理設備:灰固化装置 セメント利用押込成形式(ばいじん用)×1 基

薬液噴霧装置 ポリ硫酸鉄バンカ噴霧式(不燃物残渣用)×1 基

各バンカ設備 搬出車直下積式×3 基

発電能力:1,950KW

【排ガス計画値】

種類	計画値	参考(法規制値等)
ばいじん量	0.03g/Nm ³ 以下	0.15g/Nm ³ 以下
硫黄酸化物	11.9ppm 以下	11.9ppm 以下
塩化水素	41ppm 以下	200ppm 以下
窒素酸化物	120ppm 以下	180ppm 以下
ダイオキシン類	1.0ng-TEQ/Nm ³ 以下	5.0ng-TEQ/Nm ³ 以下

※ 現在のばいじんの排出規制値は、0.15g/Nm³以下

竣工 …… 平成4年3月 ※リサイクルプラザは平成14年3月

リサイクルフラワーセンターは平成21年11月

運営体制 ……職員23名、運転業務委託86名

稼働時間 …… 可燃ごみの焼却は、通常24時間

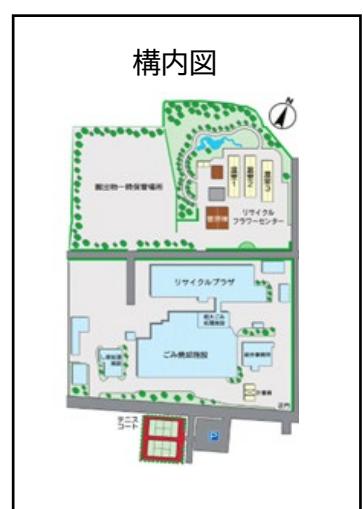
※ 年に2度、4日ずつ焼却炉を休止し、焼却炉等設備の点検作業を実施

ごみの受け入れ ‥ 月曜日から土曜日

午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分

(正午から午後 1 時まで昼休み)

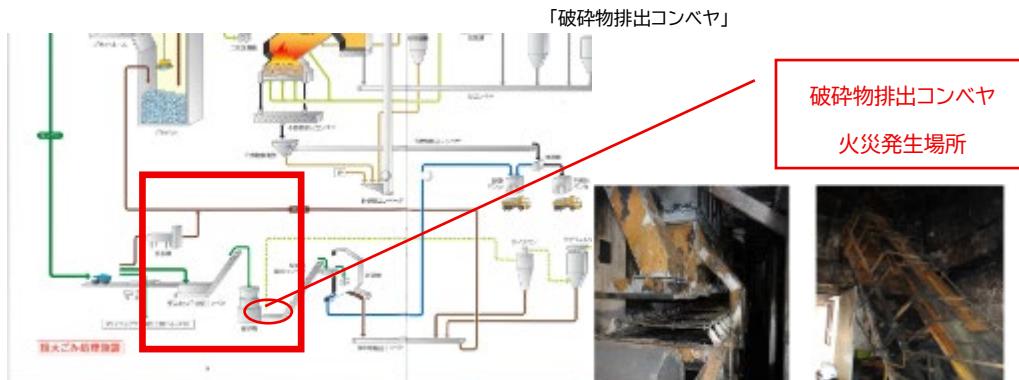
構内図



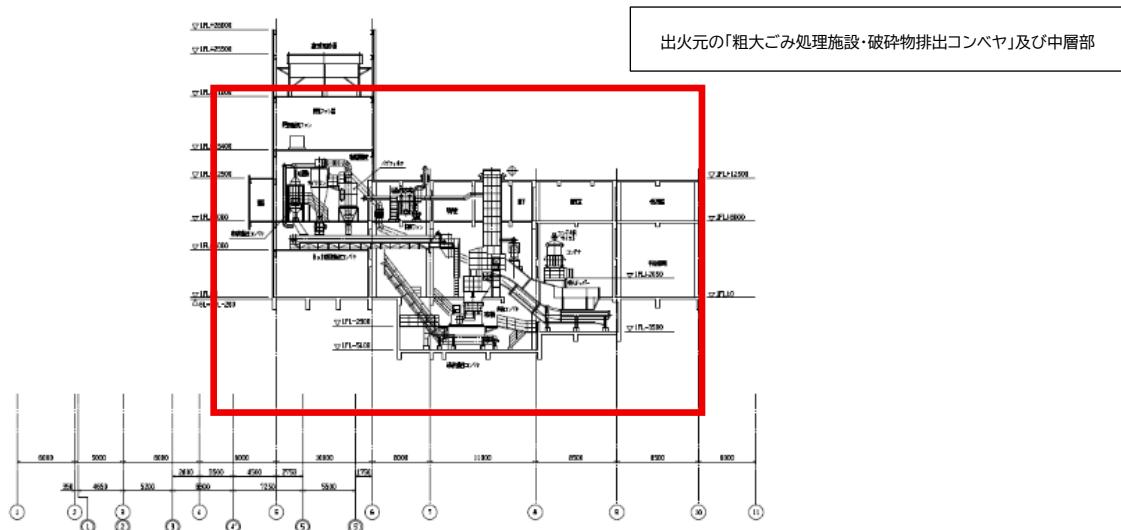
2事故の概要

発生日時:令和7年7月12日(土)正午頃(火災報知器覚知時刻12:09)

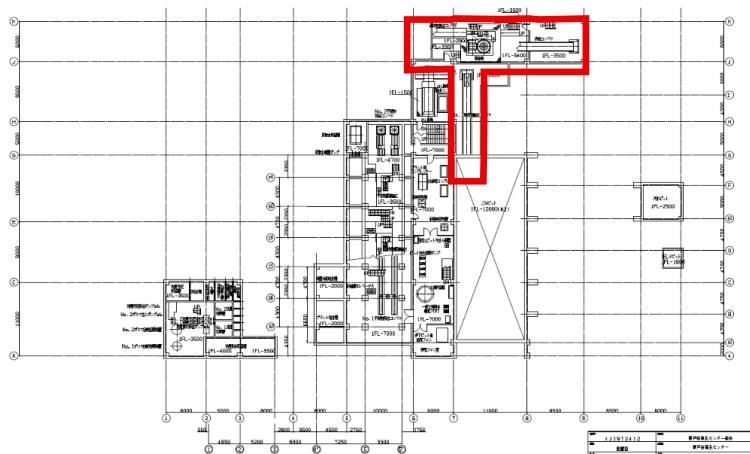
発生場所:蕨戸田衛生センター粗大ごみ処理施設地下1階破碎物排出コンベヤ



断面図



平面図



鎮火日時:令和7年7月13日(日)午前11時(戸田市消防本部立会いのもと確認)

出火場所:粗大ごみ処理施設地下1階破碎物コンベヤ付近

被害状況

施設設備の損傷:粗大ごみ処理施設全損、火災の影響を受け、焼却施設電気配線等にも被害

人的被害:なし

センター内他施設への影響: 火災により、焼却施設プラットホーム天井部分の電源ケーブルな

ど電気設備が被害を受け、電源供給が絶たれたことでリサイクルフラワーセンター除く施設が停止した。

火災当日のタイムライン

日付	時刻	経過
7/12	11:47	燃えないごみ(蕨市)が粗大ごみ処理施設のプラットホームに収集車から降ろされる(※計量通過 11:46)。 当日の人員配置(粗大ごみ処理施設運転受託者、以下「粗大受託者」という) プラットホーム5名、操作室3名
	12:00	粗大ごみに係る一連の作業が終了し、粗大受託者職員が昼休憩に入る。 なお、昼休憩中は操作室のモニターの監視はしていない。※ライン動作中は操作室より手動操作により定期及び随時、散水を実施。 また、ライン上にはアラームにより火炎が覚知されるシステムがある。
	12:09 (火災報知機通信記録より。)	火災報知機発報 (発報区域:破碎機 1 階及び破碎機地下) 焼却等受託者及び粗大等受託者職員4名で現場確認と初期消火のため、破碎機室に入ろうとしたが、煙の充満により断念。 無線により、中央操作室へ119番要請。※詳細は P8(2)②参照。
	12:11	火災報知器再発報(発報区域:破碎機 1 階及び破碎機地下)
	12:17	新たに火災報知器発報(発報区域:2階脱臭機室)
	12:18 (戸田市消防本部記録より)	焼却等受託者「中央操作室」より 119 番通報
	12:25	消防隊到着 消火活動開始
	12:40 頃	消防より建物内人員に避難指示
	12:53	稼働中焼却炉、関連設備非常停止実施(A 系、B 系、タービン)
	13:10 頃	建物内人員避難完了
	14:06	フローセンター以外のセンター施設全停電
	23:16	火災の鎮圧
7/13	11:00	消防による鎮火確認
7/14	9:00	消防・警察による現場確認開始
	11:00	消防・警察による現場確認終了

火災による影響

・住民への影響

7月14日(月)から7月16日(水)までの3日間ごみ収集を一時停止

・ごみ処理

火災により、プラットホーム天井部分の電源ケーブルなど電気設備が焼損し、電源供給が絶たれたことで施設が停止。

リサイクルプラザ、し尿処理施設、管理棟事務所は、仮設の電源供給ルートを確保し、8月18日に東京電力からの受電を開始、稼働を再開した。

焼却施設については、火災による電源ケーブル等の損傷個所と復旧方法の調査を行い、工事計画を立て、令和8年3月から焼却炉3炉の年度内順次再稼働を目指し工事中である。

粗大ごみ処理施設の復旧については、建物の火災による被害を確認する火害調査を実施し、令和8年2月に出る調査結果に基づき、復旧方針を決定することとし、復旧工事開始は令和8年度となる見込みである。

このように焼却施設及び粗大ごみ処理施設については、稼働まで相当期間を要する見込みであり、搬入されるごみは、他自治体と民間事業者に委託し、処理を行っている。

出火原因

消防と警察の現場調査の結果は、出火原因不明。

3火災事故に関する検証

火災事故の経過を踏まえ、下記の視点に基づき、検証を行った。なお、検証の進め方については、手順1から4のとおりである。

○検証の視点

1. 運転管理体制について
2. 火災覚知、火災防止システム・消火設備の設置及び運用状況
3. 初期消火及び119番通報の対応状況
4. 出火原因
5. 各種法令等との整合性

検証の進め方

手順1 運転管理体制、設備の設置状況等の内容確認

手順2 火災発生時の状況整理

手順3 検証にあたっての基礎事項

手順4 手順1～3から得られた課題及び再発防止策の検討

検証の視点

1. 運転管理体制について

(1)施設の運転管理体制

蕨戸田衛生センター組合(以下「組合」という。)は、焼却施設、し尿処理施設、粗大ごみ処理施設、リサイクルプラザ、リサイクルフローセンターについて、それぞれ運転管理業務を委託している。火災のあった粗大ごみ処理施設とごみ焼却施設は同じ建物にあり、焼却等受託者と、粗大受託者の2者が運転管理を行っている。

① 業務執行体制と火災関連設備の運用

組合：蕨戸田衛生センター全体(管理棟・焼却施設・粗大ごみ処理施設・し尿処理施設・リサイクルプラザ・リサイクルフローセンター)の運営を統括している。

受託者:それが業務委託契約に基づき、各施設の運転管理業務を行っている。なお、火災の発生した粗大ごみ処理施設と焼却施設は同じ建物にあり、建物の火災警報システムの運用・管理は焼却等受託者が行っている。

※業務委託契約にあたり、組合は仕様書において業務上必要な免許、資格等を有する者の指定を示し、人員の配置は受託者において業務委託契約に基づく業務遂行に十分な人員を配置することとしている。

	運転管理	火災警報システム管理	備考(火災発生時の対応)
焼却等受託者	○	○	異常発生場所の特定、初期対応
粗大受託者	○	×	焼却等受託者と連携し、対応

② 人員の配置(運転管理)

	当日勤務人員(通常時配置人員)
焼却	5名(5名)※
粗大	8名(8名)

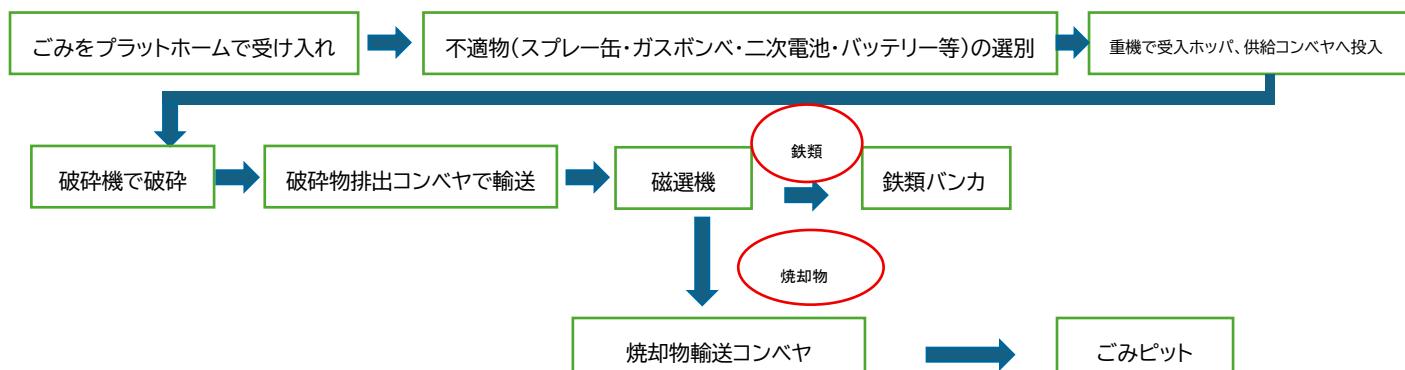
各施設内の人員の基本配置

◇粗大:操作室3名(操作盤1名、コンベヤ途上2か所監視2名)、プラットホーム5名、計8名

◇焼却(運転):中央操作室担当、クレーン担当、焼却担当、排水担当、ボイラー担当各1名、

計5名 ※なお、通常配置として、運転管理要員の他に設備保全要員5名も常駐しており、当日々10名が出勤していた。

③ 粗大ごみ・不燃ごみの作業手順



仕様書に業務範囲について粗大ごみ等の受入れ及び仕分け、並びに不適物(スプレー缶・ガスボンベ・二次電池・バッテリー等発火原因となるもの)の選別除去が規定されており、手作業による不適物の選別除去後、受入れホッパーへ投入する流れとなっている。その後のライン稼働中のごみの流れは、供給コンベヤ～破碎機～破碎物排出コンベヤ～磁選機～焼却物輸送コンベヤを経て焼却ごみのピットに投入される。ライン停止時は、ごみピット排出用カメラの映像をモニターでチェックし、ごみの排出がなくなったこと=ライン上のごみが流れ切ったことを確認した後、ラインを停止している。なお、職員の休憩はラインの運転を止めてから入ることとしている。

④ 建物全体の火災監視及び初期対応

・火災発生時のマニュアルの有無と対応

建物の火災警報システムの運用管理を焼却施設の中央操作室で行っていることから、焼却等受託者において作成したマニュアルに基づき対応している。粗大受託者は、焼却等受託者と連携し、現場確認と初期消火の対応を実施している。

⑤ 粗大ごみ処理施設の監視体制

・モニター監視

粗大ごみ処理施設には4か所に監視用カメラが設置しており、粗大ごみ処理施設の運転管理を行う「操作室」のモニターで監視している。場所は①受入プラットホーム、②供給コンベヤ、③破碎機内部、④ごみピット出口である。

ごみがすべて焼却施設のごみピットに送られたことの確認は、ごみピット出口カメラの映像により破碎ごみがすべて出てこなくなることにより行っている。

(P11粗大ごみ処理施設ライン処理工程図緑字(2)③ i ~ iv参照)

・直接監視(ライン上の人員による目視監視)

ライン稼働中は、機械選別室にて磁選機付近及びバンカー室付近の2名体制でラインの目視監視を行っている。ここは、ライン上のコンベヤ経路の途中であり、コンベヤのごみ詰まり、発火発煙等の監視を行っている。

⑥ これまでの事故の状況、対応、原因等

令和4年7月より、粗大ごみ処理施設・ごみピット等における発煙・発火件数の統計を取っている。件数は、鉄類バンカ 102 件、ごみピット 51 件、コンベヤ 2 件、その他 6 件、計 161 件である。

最も多い鉄類バンカについては、破碎後の鉄が破碎の際の摩擦で熱を帯びており、保管する鉄類バンカに入った後で混入した可燃物が燃える事故である。その対応として、令和6年3月に鉄類バンカへ火炎センサーを設置するとともに、バンカへの散水を行うこととしていた。次に多いごみピットについては、破碎後のごみがピットに送られ、熱を帯びた或いは発火した破碎ごみにより、既にごみピットに入っているごみが延焼する事故である。その際は、消火栓よりピットに放水し消火している。次にコンベヤでの発火は2件あり、場所は破碎機手前の供給コンベヤとごみピット手前の焼却物輸送コンベヤである。この度の火災出火場所である破碎物排出コンベヤでの事故はこれまでなかった。

また、粗大ごみ処理施設では、スプレー缶やライター、ガソリン等の可燃ガスが原因と思われる破碎機内の爆発事故も発生しており、平成31年1月には施設建物にも被害が及ぶ大きな爆発事故が発生している。

・これまでの粗大ごみ処理施設・ごみピット等における発煙・発火事故件数

※令和4年7月23日から令和7年6月30日集計

	鉄類バンカ	ごみピット	コンベヤ	その他	合計
令和4年度	41	14	2	5	62
令和5年度	42	21	0	1	64
令和6年度	14	13	0	0	27※
令和7年度	5	3	0	0	8

なお、令和6年度に事故件数が大幅に減少しているのは、令和6年度により二次電池類のごみ出し区分を新たに設ける変更を行った結果、不燃ごみに入る二次電池類が減ったことによるためと考えられる。

(2)火災発生時の状況

①火災発生前(粗大ごみ処理施設の状況)

ごみピット出口カメラの映像にて破碎機で破碎されたごみがコンベヤで送られ、すべてのごみがピットに入る(破碎後のごみがピットに排出されるまでの時間は約1分20秒)ことをモニ

ターにより確認し、ラインを止め昼休憩に入った(12時頃)。なお、ライン稼働中コンベヤ途中に着いている監視要員2名も、ライン停止後持ち場から戻り昼休憩に入った。なお、昼休憩中はモニターは映っているが、監視はしていない。

粗大受託者の休憩時の職員の位置は、操作室内に2名、プラットホーム詰所に2名、更衣室に3名、エントランスに1名である。

焼却等受託者(運転管理担当)の職員については、中央操作室に2名である。

②火災発生時とその後(火災報知器発報時刻:12時09分)

火災報知器発報、最初にプラットホーム詰所にいた粗大受託者の職員1名が火災発生箇所を探すため破碎機室に向かい、扉を開けたところ、既に煙が充満していた。

前後して発報区域を中央操作室で確認した焼却等受託者職員(保全担当)3名が出動し破碎機室入口に到着、この時点で最初に破碎機室入口扉を開けた粗大受託者の職員1名は、これまで発火事故が多かった2階の鉄類バン力の確認に向かっており、入れ替わりに粗大の操作室から別の職員1名が来ている。焼却等受託者の3名と合わせ4名で現場確認と初期消火のため破碎機室に入ろうとしたが、煙が充満しており入ることができなかった。この時点で、破碎機室内部は煙が充満していたが、通常点灯している水銀灯の明かりが見えず真っ暗だった。(ヒアリングによる。火災の影響で水銀灯が切れたのか、煙の濃度で見えなかつたのかは不明。)

焼却等受託者職員が、無線により中央操作室に連絡し、中央操作室の職員が119番通報を行い消防に出動要請(12時18分)。

(3)検証にあたっての基礎事項

①業務・人員の配置について

ごみ焼却施設等及び粗大ごみ処理施設については、業務委託契約を締結し、各施設の運転管理を行っている。受託者は委託業務実施予定表、現場代理人届、従業員名簿、職務分担表等を組合に提出し組合は収受している。また、業務報告については、日報、月報、組合業務課職員との情報共有により組合へ報告されているが、火災当日も通常時配置と同人数の業務遂行に際して適切な人員配置がされていた。

②作業手順・日常の備え・これまでの火災発生時及び後の対応について

粗大ごみ処理施設の運転管理については、ライン稼働時には、操作室でのモニター監視及びライン途中での職員による目視監視が実施されている。ラインの停止時には、ライン上のごみがピットに流れ切ったことを、ごみピット排出用カメラ映像モニターで確認した後稼働を止めている。ライン稼働中の散水についても手順に基づき行われている。これら一連の作業手順については、通常時からの職場内訓練を経て各職員に共有されていた。

火災発生時のマニュアルは、焼却等受託者において作成し、それに基づき対応している。

粗大受託者は、焼却等受託者と連携し、現場確認と初期消火の対応を実施している。また、令和7年1月の川口市の焼却施設火災事故を受け、受託会社職員等も出席する安全衛生委員会などの場を通じ、安全意識向上や定期の自衛消防訓練を実施している。また市消防との連携を高めるため、令和7年2月に3日間、消防隊に来場いただき、施設の配置や内部の様子、消防隊の進入路などについて確認をしてもらう機会を設けている。

③監視の体制について

粗大ごみ処理施設には4か所監視用カメラが設置しており、粗大ごみ処理施設の運転管理を行う「操作室」のモニターで監視している。ごみがすべてピットに入ったことの確認は、ごみ

ピット出口の映像により破碎ごみがすべて出てこなくなることにより確認している。また、ライン作動中は、機械選別室にて2名体制でラインの詰まりや発煙・発火等の目視監視を実施している。昼休憩中はモニターは映されているが、監視はしていない。目視監視要員もライン停止中は配置していない。

なお、モニターは出火場所である破碎機下の破碎物排出コンベヤ付近には設置されておらず、監視することができない。

(4)課題の抽出・再発防止の方向性

モニターにより、すべてのごみがピットに入ることを確認し、作業を終了しているが、破碎機下の破碎物排出コンベヤ付近はモニターがなく確認できなかったことから、すべての要所を監視可能なモニター等の設備の設置等により「死角」をなくすこと、また休憩中も含め常時監視できる体制を構築することが必要と考えられる。

検証の視点

2. 現在の火災覚知及び火災防止システム・消火設備の設置及び運用状況

(1)運転管理体制、設備の設置状況等の内容確認

①火災覚知及び火災防止システム

ア)火災覚知システム

粗大ごみ処理設備のライン上に「火炎センサー(紫外線検知方式)」が3か所設置されている。

場所は①破碎物排出コンベヤ、②破碎物輸送コンベヤ、③鉄類バンカとなっている。

(P11粗大ごみ処理施設ライン処理工程図青字(2)② i ~ iii 参照))

設備内容

事項	説明
火災覚知方式	紫外線(UV)検出
火災覚知感度	約 2 cm の炎を 5m先で検出
火災覚知速度	瞬時に覚知する
検出角度	左右90度 上下30度

炎が検知されると粗大ごみ処理施設の操作室にアラーム報知される。

火災のあった直近では、前日7/11午前中にアラーム検知があったことが確認されている。

(受託者ヒアリングより)

なお、令和7年5月に粗大ごみ処理施設点検整備を行い、火炎センサー3個全ての交換を行っている。

※火炎センサー発報時の対応手順書の共有あり。



火炎センサーのモニター
アラーム検知されると検知箇所が点灯する。
※下の張り紙は火炎検知器発報時の対応手順



火炎センサーランプ
アラーム検知されると点灯するとともに
アラート音が出る。

イ)散水システム

粗大ごみ処理設備のライン上に運転時の火災未然防止のため、5か所設置されている。場所は①仕分けヤード②受入ホッパー③破碎機内部④破碎物排出コンベヤ⑤焼却物輸送コンベヤ上である。

(P11粗大ごみ処理施設ライン処理工程図赤字(2)① i ~ v 参照))

ライン稼働中に操作室から手動操作で定期及び隨時で散水を実施している。火炎センサーラーム発報の際やモニターで火花、火、煙を確認した際には隨時散水を実施している。

定期散水は、ON・OFF のボタンにより散水操作を行う。一括散水の機能もあるが、水圧低下と散水量への影響により、個別散水を順次行っている。実際の運用は、破碎時と破碎後に爆発や発火の恐れが高いことから、破碎機内部と排出コンベヤの2か所を交互に散水している。

操作としては、・破碎機内部散水 ON を押す→(5~10 秒)→OFF→排出コンベヤ散水 ON(5~10秒)→OFF……を繰り返す。つまり、破碎機の散水を止めたタイミングで、コンベヤの散水を行う、という作業を繰り返している。散水量は1つのノズルにつき、計算値で毎分12ℓ~20ℓである。



【ノズルからの放水テストの様子】
※事故後火災現場から回収したもの。詰まり等は見られなかった。



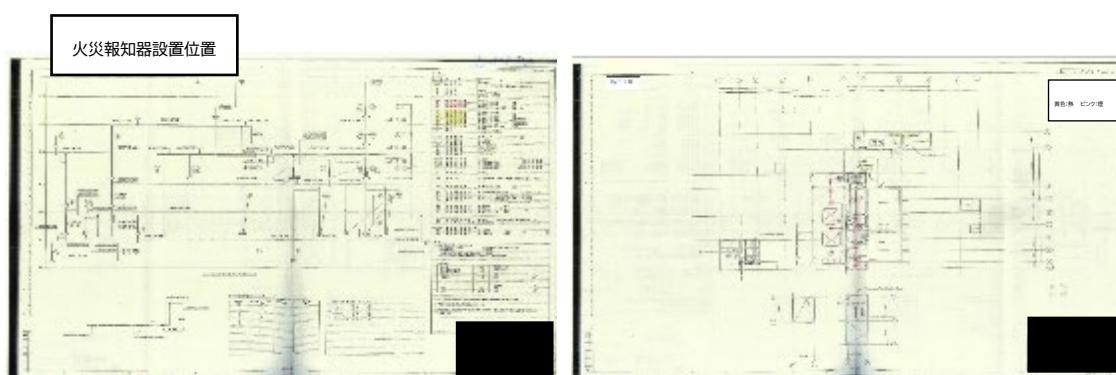
【操作室・散水システム操作盤】
赤:ON 緑:OFF

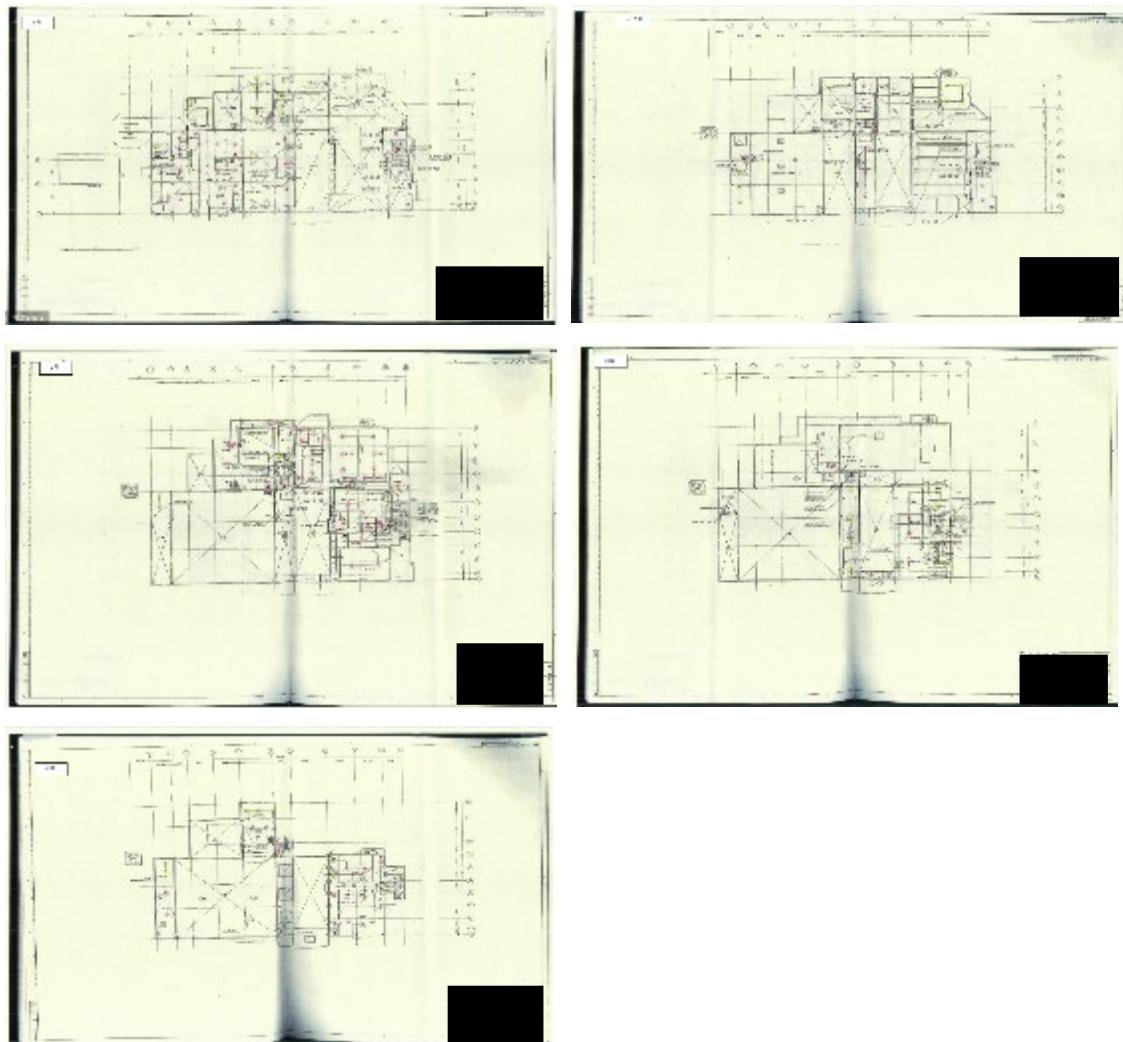
ウ)火災報知器

火災報知器は熱感知器と煙感知器があり、建物内の配置は熱感知器74か所(うち、破碎機室3か所)、煙感知器130か所(うち、破碎機室1か所)

【以下火災報知器設置位置のとおり】

これらは焼却施設の中央操作室で一括監視され、火災発生の位置(発報区域)が特定できる。



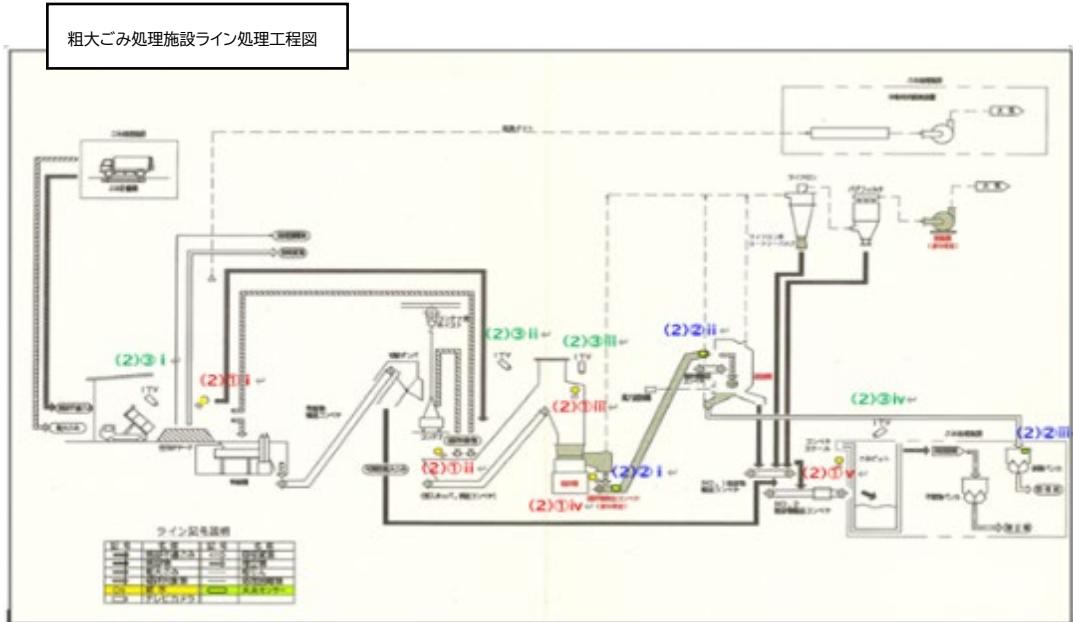


工)監視用モニター(粗大ごみ処理施設)

4か所に監視用カメラが設置しており、粗大ごみ処理施設の運転管理を行う「操作室」のモニターで監視している。場所は①プラットホーム用、②供給コンベヤ用、③破碎機内部用、④ごみピット出口用となっている。

(P11粗大ごみ処理施設ライン処理工程図緑字(2)③ i ~ iv参照)

なお、出火場所である破碎機下の破碎物排出コンベヤ付近はカメラが無く監視することができない。



火災報知器の受信機 火災が検知されると、発報区域が点灯する。

監視用モニター

②消火設備

ア) 消火設備

ごみ処理施設の各階に消火栓(計25か所)及び置き型の消火器(107か所)が設置されている。

火災発生場所付近には地下1階の受入供給機室(供給コンベヤ)及び粗大ごみプラットホームに消火栓がある。また、消火器が破碎機室地下1階に4個、1階に3個ある。

なお、消防法の特定防火対象物に該当しないため設置義務の適用除外となっていることから、建物に消火設備としてのスプリンクラーは設置されていない。

(消防法)

第十七条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

粗大ごみ処理施設の火災対策実施状況及び維持管理状況

年	月日	件名	整備内容	整備目的
R2	2月	基幹的設備改良工事(粗大)	破碎物排出コンベヤ(出火場所)を難燃性ベルトに更新	火災の被害低減のため
R2	11月	基幹的設備改良工事(粗大)	火炎センサー新設(2か所) 破碎物排出コンベヤ上下部各1個設置	火災の早期発見、被害低減のため 新設
R4	5月13~15日	粗大ごみ処理施設工事	粗大監視装置更新 中央操作室監視モニター及び4分割装置交換 監視カメラ4か所交換	不適物の搬入、処理ラインの異常、爆発、火災の監視強化のため
R4	6月11~12日	粗大ごみ処理施設点検整備	粗大排風機点検整備	粗大ごみ設備の集塵、火災発生時の排煙のため点検整備
R5	5月12~21日	粗大ごみ処理施設工事	粗大集塵ダクト一部更新	粗大ごみ設備の集塵、火災発生時の排煙のため老朽化部分更新
R6	3月12~17日	修繕	火炎センサー増設 鉄類(破碎鉄)バンカ火炎センサー1か所	火災の早期発見、被害の低減のため増設
R7	5月15日	修繕	鉄類(破碎鉄)バンカ上部火炎センサー改造 耐熱ガラス設置	火災によるセンサー焼損対策のため改造
R7	5月24日	粗大ごみ処理施設点検整備	火炎センサー3か所交換 破碎物排出コンベヤ上下部 鉄類(破碎鉄バンカ)	

イ)維持管理状況(点検等)

・火災覚知及び火災防止システム

火災報知器点検(直近)：「消防設備保守点検委託」により、外部の専門業者により実施している。

令和6年8月 機器点検 令和7年3月 総合点検

火炎センサー :適宜、点検を実施。(令和7年5月24日更新済み)

散水システム :隨時、点検、清掃を実施している。

・消火設備

「消防設備保守点検委託」により、外部の専門業者により実施している。

【直近の点検状況】

令和6年8月 機器点検 消耗品交換の指摘(消火器経年等)

消火栓 ホース耐圧性能、始動表示灯(消火栓が作動したことを知らせるもの)に指摘あり

令和7年3月 総合点検 消耗品交換の指摘(消火器経年等)

消火栓 ホース耐圧性能、始動表示灯(消火栓が作動したことを知らせるもの)に指摘あり

指摘事項については、基本的には翌年度の機器保守点検を実施後、保守を実施する流れとなっていることから、急を要するものではなく、消火栓の機能自体には問題がなかったと考えられる。

※破碎機室近くの1階及び地下1階の消火器には指摘事項はなかった。また、1階粗大ごみプラットホーム消火栓を利用し、水でプラットホームの洗浄を7/12午前8時40分頃行っていることから、消火栓も使用できる状態であった。

(2)火災発生時の状況

①火災覚知システム

システムの作動状況

12時09分 焼却施設中央操作室一括管理の建物火災報知器が発報(破碎機室地下及び1階)火災報知器発報時まで粗大ごみ処理設備ライン上の火炎センサーのアラームは報知していない。

12時40分頃 消防の避難指示による避難時に、粗大受託者職員がライン上の火炎センサーのアラームランプが発光しているのをプラットホーム付近から確認している。

②消火設備

・屋内消火栓及び消火器

破碎機室の煙の充満により、現場に入ることができず、初期消火はできなかつたことから、使用していない。

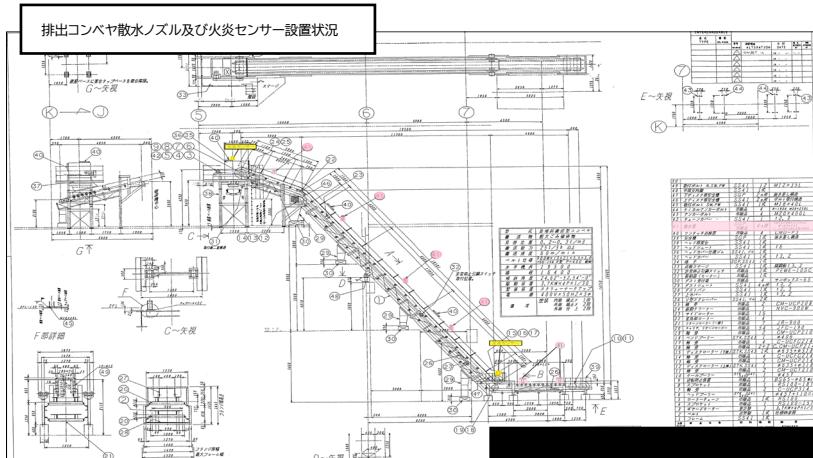
(3)検証にあたつての基礎事項

①火災覚知システム及び消防設備

ライン上に4か所設置されている散水システムは、ライン稼働中の発火の初期対応、火災の未然防止目的のため設置されている。また、発火の早期発見等を目的として設置した火炎センサーは、今回の火災では建物の火災報知器発報前には作動しなかった。しかし、令和7年5月に全てのセンサーを更新していること、また、火災前日の11日にはアラームが発報していたこと、職員避難時(12時40分頃)にはアラーム検知ランプが点灯していたことから故障していたことは考えにくい。

建物の火災報知器は消防法に基づく、消防設備点検を実施しており、正常に作動し、火災発生場所も特定することができていることから、システムの不具合は生じていない。

状況から推定されるのは、下図「排出コンベヤ散水ノズル及び火炎センサー設置状況」のとおり、発火場所近くの火炎センサーは、左右90度、上下30度の角度で検出できるよう設置していたが、出火当時はライン停止中であり、※発火場所がセンサー検知範囲の外で、延焼がセンサーの検知範囲にくるまで、センサーが作動しなかつた可能性がある。また、火災時に発生する黒煙や煤には油分が多く含まれ、紫外線を吸収することから、紫外線検知方式のセンサーの検知感度が低下し、検知が遅れた可能性がある。(※機器メーカーに問い合わせた見解)



②消火設備

消防法に基づいた消防設備の定期点検のため、毎年度、消防設備保守点検業務を専門業者

と委託契約をしており、例年9月に機器点検、3月に総合点検を実施している。指摘事項については、基本的に翌年度の機器保守点検を実施後、保守を実施する流れとなっているが、機器機能に直接影響する指摘事項はない。

破碎機室近くの粗大ごみプラットホーム消火栓については、直前まで水を利用しており、正常に使うことができていたことが確認されている。

(4)課題及び再発防止の方向性

①火災覚知システム及び火災防止システム

ライン上に火炎センサーを3か所設置しているにも関わらずアラームの作動がなく覚知ができなかったことから、センサーの仕様や性能の向上、設置個所の増設、また、赤外線熱感知方式など複数の覚知方式を併用するなど、迅速に覚知する方法を検討する必要がある。

散水システムは、ライン稼働中の発火の初期対応、火災の未然防止目的で設置され、定時、隨時に散水してきたが、これを常時散水可能な方式としたり、火災覚知システムと連動した自動散水とするなど、設備と運用の再検討をする必要がある。

また、各システムの作動確認を確実にするために、定期的な点検と整備が担保されるように仕組みを構築する必要がある。

② 消火設備

設備の保守点検は法令に則り毎年度実施し、指摘事項については翌年度予算により対応する流れとなっている。

また、煙が充満していたことにより初期消火ができず消火設備は使用していないが、消火栓は直前まで作動することが確認できていることから、消火設備の適正な管理はできていたといえる。しかし、現在の初期消火の設備は、消火栓と消火器であり、火災現場の確認をした後、現場において使用する設備のみとなっている。今回は煙の充満により初期消火を断念した経緯があることから、現場職員の安全と初期消火の有効性を考えた場合、放水銃等遠隔で消火活動が実施できる設備や、火災覚知システムと連動したスプリンクラー等の設置も検討する必要がある。

検証の視点

3. 対応体制～初期消火及び119番通報の対応状況

(1)事前の取決め・マニュアル・設備状況

①火災発生時のマニュアル

建物全体を監視している焼却施設運転管理受託者においてピット火災発生時の対応マニュアルが平成12年度に作成されている。ピット火災発生時は当該マニュアルに沿って対応しており、他の場所についても火災対応にこれを準用している。また、マニュアルは隨時見直しを行っており、直近では令和4年3月に改訂されている。

マニュアルでは、消火栓ポンプの起動に1名、初期消火の対応に2名の計3名にて対応することとなっている。また、粗大ごみ処理施設での火災報知器発報時の運用は粗大受託者と焼却等受託者が連携し現場確認及び初期消火を実施する。※火災報知器の発報区域は、焼却等受託者の中央操作室で把握するため、連携して対応する。

なお、同マニュアルでは煙の充満や身の危険を感じた場合は直ちに退避する旨記している。

119番通報について

	平日	休日・夜間時
通報の判断基準	初期消火が不可の時	初期消火が不可の時
通報の手順	組合に状況を説明し消防へ 通報する。	班長判断で行う

マニュアルで想定した対応方法と人数

		平日	休日・夜間
指揮・命令	人員配置、連絡業務など	1人	1人
初期消火	消火栓等を使用する	2名以上	2名以上
	消火栓ポンプ起動	1名	1名
消防誘導	消防車両の誘導等	1名	1名
その他	避難誘導・ごみ搬入 停止等	人数の定めなし	—

(2)火災発生時の状況

①火災発生から初期消火までの対応

火災報知器発報、(場所:破碎機室1階及び地下)プラットホーム詰所にいた粗大受託者の職員1名が火災発生箇所を探すため、最初に破碎機室の扉を開けたところ、煙が充満していた。

発報区域を中央操作室で確認した焼却等受託者職員(保全担当)がマニュアルどおり3名が出動した。なお、破碎機室入口にて、先にいた粗大受託者職員1名は、従来発火事故が多く発生している2階の鉄類バンカ確認のため、粗大操作室より出動した1名と入れ替りとなっている。焼却等受託者3名と粗大受託者1名の計4名で、火元確認と初期消火のため破碎機室に入ろうとしたが、煙の充満により入ることができなかった。

②119番通報までの対応

現場確認と初期消火のため破碎機室に向かった焼却等受託者職員が、前項①の経過を踏まえ無線により中央操作室に連絡、中央操作室の焼却等受託者職員が119番通報を実施。

・当日の従事職員の対応経過

P4 火災当日のタイムライン

・119番通報

通報時刻 :12時18分(火災報知器発報から9分後)※戸田市消防本部記録より

通報者 :焼却等受託者の当日班長

通報の判断 :火災報知器発報場所である破碎機室に現場確認と初期消火のため向かうが、煙の充満により破碎機室に入れず、初期消火が不可能と判断されたため。

※通報者及び通報の判断については、マニュアルに沿った対応により行われている。

(3)検証にあたっての基礎事項

①初期消火の対応について

火災報知器発報、プラットホーム詰所にいた粗大受託者職員が火災発生箇所を探すため、最初に破碎機室の扉を開けたところ、煙が充満していた。

発報区域を中央操作室で確認し、焼却施設職員(保全担当)3名が出動し、粗大受託者職員1名とともに、発生場所の確認と初期消火のため破碎機室に入ろうとしたが、既に煙が充満しており入ることができなかった。現場状況の確認は行えたものの、出火場所の特定、消火設備を使用した初期消火まで至ることはできなかつたが、初期消火に向かう体制と一連の流れは、対応マニュアルに沿つたものとなっており、問題点は見られない。

なお、同マニュアルには煙の充満や身の危険を感じた場合は直ちに退避する旨記しており、職員もこれに基づき行動し、結果として人的被害は発生しなかつた。

②119番通報までの対応について

火災報知器発報後、初期消火活動を開始するため、2階の中央操作室から1階の火災報知器発報場所(破碎機室)に向かつたが、初期消火ができるないと判断し、火災報知器発報9分後に消防に通報している。この一連の流れはマニュアルに沿つたものである。2階から現場への移動、現場の状況確認から無線による班長への通報依頼、その後の通報実施、これらの手順と対応時間を照らすと119番通報に至る初期対応に問題はなかつたと考えられる。

(4)課題及び再発防止の方向性

①初期対応について

ピット火災時のマニュアルは作成されており、他の箇所の火災についても、当該マニュアルを準用した対応を行つており、各施設受託者の連携も取ることができてゐる。しかし、施設毎の火災対応マニュアルを構築する等、今回の火災を機に対応体制の強化の検討を行う必要がある。

②119番通報までの対応について

119番通報の通報者及び通報の判断については、的確な判断により行われており、問題がなかつたと考えられる。

今後は、火災状況に即し、通報が各施設統一で判断できるよう組合において基準を作成することを検討することとする。

検証の視点

4. 出火原因

(1)火災発生時の状況

①出火原因

令和7年7月14日戸田消防及び蕨警察の現場確認の結果、出火原因是不明であり、事件性は無いと判断された。

(2)検証にあたつての基礎事項

①出火原因

出火原因については、火災発生場所である粗大ごみ処理施設は火災直前まで正常に動いており、稼働中、機械異常もみられなかつたことから、機械自体のトラブル等により出火した可能性は低い。

火災発生時の直前に処理したごみは「不燃物」であったことから、不燃ごみに混入した出火原因となるものが、破碎により発火し、何らかの要因により出火に繋がつたと推察される。

なお、これまで記述したとおり、受け入れたごみは、不適物(スプレー缶・ガスボンベ・二次電

池・バッテリー等発火原因となるもの)の選別除去を行った後、処理ラインで処理される。処理の終了時には、ごみピット出口のカメラ映像及びライン上の2名の職員の目視監視により、破碎ごみがすべて流れ切ったことにより確認している。以上より、本来は稼働停止後ライン上に破碎ごみが残っていることは考え難いが、出火場所である破碎機下の破碎物排出コンベヤに、出火原因となる破碎ごみが何らかの原因で残っていたものと考えられる。原因としては、コンベヤのベルト部分に挟まっていたなど、ライン稼働時に順調に送られない状況が発生していたことが考えられる。しかし、消防調査においても出火原因不明とされ、出火場所に燃え残り等の残置物もなく、コンベヤのベルトも全焼していることから、出火場所の状況から出火原因となるごみがコンベヤ上に残っていた原因を特定することはできない。

②不燃ごみ展開調査について

火災の直前に処理していたのは不燃(燃えない)ごみであるため、組合に搬入される不燃ごみに、出火の原因となる不適物がどの程度混入しているかについて調べるため、ごみをすべて開ける展開調査を実施した。

- ・実施日時:令和7年9月9日(火) 13:30~及び令和7年10月6日(月) 14:30~
- ・実施場所:一時貯留場前(組合有地北側)
- ・調査ごみ:不燃物、搬入車両4台分
- ・調査方法:出火原因となると考えられる、二次電池(モバイルバッテリー)、二次電池が入っている小型家電、可燃性ガス入りの缶類、ライターなどを、袋に入っているものも全て開けて取り出す。

【調査結果(重量ベース)】

ごみ全重量(4台分計)	不適物
3,300kg	43.57kg

・調査により出てきた出火原因となる不適物:収集区分では、不燃(燃えない)ごみには入れられない

【9月6日分】



1台目不適物

2台目不適物

二次電池類

【10月6日分】



1台目不適物



2台目不適物

以上、調査により、本来は不燃ごみの区分では出せない、出火原因となるごみが多数入っていることがわかった。重量ベースでは約1.3%である。搬入量5t/日とすると65kgほどの不適物が混入していることとなる。破碎の処理前には、不適物の排除を手作業で行っているが、ごみの量が多く、限られた作業時間で全て取り切ることはできないのが実情である。取り切れなかったものが破碎工程で発火し、火災の原因となったことが考えられる。

③出火原因となったものの推定

消防の調査によれば、焼損状況により出火場所とされた破碎機下のベルトコンベヤ付近の燃えがらを調査したが、出火原因となるものは発見されなかつたため、出火原因不明となっている。

②における展開調査の結果、収集区分では、不燃(燃えない)ごみには入れられない発火の原因となる二次電池、二次電池が入っている小型家電、可燃性ガス入りの缶類といった不適物が多数入っていた。不適物の中で、破碎工程における発火原因となるものを整理すると、可燃性ガスが入った缶類、ライター等であれば破碎の工程で破碎機内部でガスが噴出し、そこで爆発すると考えられる。破碎後にベルトコンベヤに落ちても、難燃性のコンベヤベルトを燃やす程度の熱は起きないとと思われる。

リチウムイオン電池等は特性として、電池自体が破損することで発火する。発火も瞬間的なものでなく、一定時間持続する。破碎処理により破損した電池が、破碎機下のコンベヤに落ち、そこで発火し、ベルトコンベヤを燃やす状況が考えられるため、出火原因として、二次電池及び二次電池を内蔵した機器や小型家電等の可能性は高いと考えられる。

当組合においては、直近の事例としてリサイクルプラザのプラスチックラインで、手選別で排除した二次電池が、ストックしていた容器の中で発火する事故も発生している。近年、二次電池が内蔵された機器やおもちゃ、小型家電なども増えていることから、二次電池及び二次電池が入った製品が出火原因となった可能性が最も高いと推定される。

・これまでの二次電池の対策

令和6年度より蕨市、戸田市と協議し二次電池及び二次電池を内蔵している家電の収集区分を新たに設け、不燃ごみへの混入防止の対応を行った。蕨市は「消火器・バッテリー」、戸田市は「危険物」の区分で回収することとした。

結果として、粗大ごみ処理施設、ごみピットの発火・発煙事故は、区分変更後、令和5年度64件から令和6年度27件と大幅に減少している。この点からも二次電池及び二次電池が入った製品が発火原因の大きな割合を占めていると言える。

【これまでの粗大ごみ処理施設・ゴミピット等における発煙・発火事故件数】

※令和4年7月23日から令和7年6月30日集計(再掲)

	鉄類バンカ	ごみピット	コンベヤ	その他	合計
令和4年度	41	14	2	5	62
令和5年度	42	21	0	1	64
令和6年度	14	13	0	0	27
令和7年度	5	3	0	0	8

(3)課題及び再発防止の方向性

今回の火災は不燃物の処理により発生おり、前項までの検証結果を踏まえ、もえない・もやさないごみの区分からの二次電池排除が課題となる。

小型家電においては、二次電池が入っている(取り外せない)ものの収集区分は明確に定めているが(蕨市:消火器、バッテリー 戸田市:危険物)、二次電池が入っていないものは現在、蕨市は「もえないごみ」戸田市は「もやさないごみ(不燃物等)」の区分となっており、市民が電池の有無を確認できずに、あるいは判断せずに、不燃物に電池が入っているものが出されている可能性もあるため、ごみを出す段階での収集区分の再検討を進めていく。

不燃物の搬入にあたり、現在処理困難物の選別を手作業により実施しているが、人員や作業時間の拡大等体制の強化を図るとともに処理ライン上に不適物除去のための新たな設備を構築する等、搬入後の水際対策等も検討を進めていく。

なお、蕨市・戸田市両市では令和7年12月に今回の火災事故を受け、リチウムイオン電池等専用の回収袋を市内全戸に配布を予定している。

検証の視点

5. 各種法令等との整合性

各検証項目における各種法令等との整合性

各検証項目における検証対象について、法令・契約仕様書・運転管理手順との整合性等の観点から検証を行った。また、検証に係る事務局の見解について、法的専門家としての所見から問題ないかどうか、令和7年11月6日、戸田市顧問弁護士に相談を行った。

①受託者に火災の兆候を予見できた可能性はあったか。

粗大ごみ処理ラインを12時に停止した後、12時9分に火災報知器が発報した。粗大受託者職員が、破碎機室の扉を開けたが、煙が充満し、中に入ることのできない状況であった。

粗大受託者に火災の兆候を予見できた可能性はあったか。

事務局見解

ライン稼働中は4か所のモニターにてラインを監視するとともに、ライン上の2か所に2名の職員を配置し、現場監視し、ごみのつまりや発火の確認を行っている。

当日も運転手順通り粗大ごみ処理ラインを停止させる前には、モニターにてごみがすべてピットに入ったことを確認し、2名のライン配置職員も処理ラインが停止するまで現場監視し、ライン停止後に昼休憩に入っている。

ライン上の火炎センサーも含め、この時点(12時)で火災の兆候はなかった。

以上、受託者は12時時点で火災の兆候は認知しておらず、12時9分に火災報知器発報によ

り、火災を覚知した。粗大受託者は運転管理手順に則り運転し、また、ライン停止を行っており、かつ停止時点でライン配置職員の目視監視、操作室のモニター監視、ライン上の火災センサー、いずれでも火災の兆候はなかったことから、その9分後に火災が発生することを予見することはできなかったと考えられる。

顧問弁護士見解

ライン停止を行っており、かつ停止時点でライン配置職員の目視監視、操作室のモニター監視、ライン上の火災センサー、いずれでも火災の兆候はなかったことから、火災が発生することを予見することはできなかったと考えられ、事務局の見解で問題ない。

また、昼休憩に入った時点では火災の兆候もなく、火災の予見可能性はなかった。さらに、ラインを停止していたとのことで過去に停止中に火災が発生していないということから、昼休憩中にラインを監視する必要はなかったと言える。

②受託者は、火災報知器発報後、現場確認及び初期消火のために急行している。煙が充満し、初期消火に至らなかったが、このことについて責任はあるか。

事務局見解

施設運転管理等委託(ごみ、し尿)仕様書別表1ごみ焼却施設「業務の範囲」19において、自動火災報知設備発報時の処置は焼却等受託者が行うこととしている。当日は焼却等受託者の火災発生時の対応マニュアルに沿って、火災報知器発報後、現場に職員が現場確認及び初期消火のために急行し、粗大ごみ受託者と連携し、対応をしようとしている。

ただし、当該マニュアルには、「対応において、人身の安全確保、人命を最優先とした行動をとる事」が記されている。また、初期消火活動中に煙が充満したり、身の危険を感じた場合は直ちに退避する旨も記されており、初期消火が見込めない状況で人身を最優先して退避し、直ちに消防通報を行った対応は規定に沿った適切な判断であった。よって、初期消火を行えなかつことについての受託事業者の責任はないものと考えられる。

顧問弁護士見解

火災発生時の対応マニュアルに沿って、火災報知器発報後、現場に職員が現場確認及び初期消火のために急行し、初期消火が見込めない状況で人身を最優先して退避し、直ちに消防通報を行った対応は規定に沿った適切な判断であったと言える。

よって、初期消火を行えなかつことについての受託事業者の責任はないものと考えられる。事務局の見解で問題ない。

③火災報知器発報後、即座に119番通報する必要があったか。消防法では、火災を発見した者は遅滞なく通報する旨定められているが、119番通報までの一連の流れに問題がなかつたか。

事務局見解

火災報知器発報後、焼却等受託者職員が発報場所を確認し破碎機室に急行するとともに、粗大ごみ受託者職員も破碎機室に向かい、連携し現場確認及び初期消火を行おうとしている。しかし、煙の充満により入ることができず、初期消火ができないと判断し、火災報知器発報9分後に焼却施設運転管理受託者の班長判断により119番通報している。

なお、戸田市消防本部の見解では、通報に際しては「燃焼対象や逃げ遅れの有無等の事実確認を行つたうえで通報することが望ましい」とされている(戸田市消防本部予防課に問い合わせ

せ)。

以上より、火災報知器発報直後に直ちに通報するのではなく、現場確認を行ったうえで通報したことは、消防の見解とも合致している。また発報から9分後の通報は発報場所確認から現場への急行、現場状況の判断といった経過から見ると、「遅滞」とは言えず、火災当日の一連の対応に問題はなかったと考えられる。

顧問弁護士見解

火災報知器発報後、職員が発報場所を確認し、現場に急行するとともに現場確認及び初期消火を行おうとしており、その後119番通報している。戸田市消防本部の見解でも、通報に際しては「燃焼対象や逃げ遅れの有無等の事実確認を行ったうえで通報することが望ましい」とされているとのことであり現場確認を行ったうえで通報したことは、消防の見解とも合致している。

また発報から9分後の通報は発報場所確認から現場への急行、現場状況の判断といった経過から見ると、「遅滞」とは言えず、火災当日の一連の対応に問題はなかったと考えられ、事務局の見解で問題ない。

4課題と再発防止の方向性・再発防止策の検討

以下の検証内容については、焼損した現施設を基に検証している。

粗大ごみ処理施設の復旧方針は今後決定するが、以下の検証結果については、今後、復旧方針に合わせ取り組み内容を改訂していくものである。

再発防止策を検討するにあたり、前回までに出された各検証の視点における課題と再発防止の方向性について、①運営体制、②消火設備等、③その他の分野別に分類し、再発防止策等の検討を行う。各項目の対策実施については、「すぐに対応するもの」と「中長期的に対応するもの」に分けるものとする。

なお、これらの取り組み内容は、粗大ごみ処理施設の復旧だけでなく、次期施設整備検討においても生かすものとする。

検証の視点

- 1 運転管理体制について
- 2 火災覚知、火災防止システム・消火設備の設置及び運用状況
- 3 初期消火及び119番通報の対応状況
- 4 出火原因
- 5 各種法令等との整合性

1 運転管理体制について①運営体制、②消火設備等

課題及び再発防止の方向性

モニターにより、すべてのごみがピットに入ることを確認し、作業を終了しているが、破碎機下の破碎物排出コンベヤ付近はモニターがなく確認できなかったことから、すべての要所を監視可能なモニター等の設備の設置②消火設備等と、休憩中も含め常時監視できる運転管理体制構築を検討する必要がある①運営体制。

すぐに対応するもの

○監視体制の見直し①運営体制

火災は、昼休憩の時間に発生したものであり、昼休憩中はモニターは映されているが、監視はしていない。目視監視要員もライン停止中は配置していない。

契約・仕様には適合しているものであるが、更なる火災対策のため、委託事業者と協議を行い、昼休憩中も監視する人員を配備する(昼休憩の時差調整の実施)など、体制の構築を実施する。

中長期的に対応するもの

○モニター設置個所の増設②消火設備等

火災発生場所の破碎機下の破碎物排出コンベヤ付近はモニターがなく確認できなかったことから、すべての要所を監視可能なモニター等の設備の設置を行う。

2 火災覚知、火災防止システム・消火設備の設置及び運用状況②消火設備等

課題及び再発防止の方向性

①火災覚知システム及び火災防止システム②消火設備等

火炎センサーを3か所設置しているにも関わらずアラームの作動がなかったことから、センサーの仕様の再確認や性能の向上、設置個所の増設、また、既設の紫外線方式に加え、赤外線熱感知方式など複数の覚知方式を併用するなど、迅速に覚知する方法を検討する必要がある。

散水システムは、ライン稼働中の発火の初期対応、火災の未然防止目的で設置され、定期及び隨時に散水してきたが、常時散水可能な方式としたり、火災覚知システムと連動した自動散水とするなど、設備と運用の再検討をする必要がある。

また、各システムの作動確認を確実にするために、定期点検を委託契約の仕様に盛り込むことを検討する。

② 消火設備②消火設備等

設備の保守点検は法令に則り毎年度実施し、指摘事項については翌年度予算により対応する流れとなっている。

また、煙が充満していたことにより初期消火ができず消火設備は使用していないが、火災発生当日の朝、午前8時40分頃、消火栓はプラットホームの洗浄に使用し、直前まで作動することが確認できていることから、消火設備の適正な運用はできていたといえる。しかし、現在の初期消火の設備は、消火栓と消火器であり、火災現場の確認をした後、現場において使用する設備のみとなっている。今回は煙の充満等で初期消火を断念した経緯があることから、現場職員の安全と初期消火の有効性を考えた場合、放水銃等遠隔で消火活動が実施できる設備や、火災覚知システムと連動した建物へのスプリンクラー等の設置も検討する必要がある。

すぐに対応するもの

○仕様の再確認②消火設備等

火炎センサーを3か所設置しているにも関わらずアラームの作動がなかったことから、センサーのメーカーへの仕様の再確認を実施した。結果としては、物理的な面として、火炎検知

器の設置個所と発火場所の差異により、検知が遅れた可能性があり、センサーの仕様面としては紫外線検知方式のため、火災時に発生する黒煙や煤には油分が多く含まれ、紫外線を吸収することから、センサーの検知感度が低下し、検知が遅れた可能性があるとのことであった。(実施済み)

○散水の方法の検討②消火設備等

現施設では、粗大ごみ処理設備のライン上に運転時の火災未然防止のため、散水装置が5か所設置されており、ライン稼働中に操作室から手動操作で定期及び隨時で散水を実施していた。火炎センサーアラーム発報の際やモニターで火花、火、煙を確認した際には隨時散水を実施していた。定期散水は、ON・OFF のボタンにより定期に散水操作を行う。一括散水の機能もあるが、水圧低下と散水量への影響により、個別散水を順次行っていた。実際の運用は、破碎時と破碎後に爆発や発火の恐れが高いことから、破碎機内部と排出コンベヤの2か所を交互に散水している。

今後については、全面的に常時散水方式としたり、火災覚知システムと連動した自動散水とするなど、散水の方法を検討する。

○定期点検の実施②消火設備等

火災報知器は消防法に基づく、消防設備点検を定期的に実施している。一方で、ライン上の火炎センサーや散水システム等の設備については、適宜、つまり等を確認した時に、点検、清掃を実施するなど、定期的に点検を実施できていない状況であることから、各システムの作動確認を確実にするために、定期点検を委託契約の仕様に盛り込むことを検討する。

中長期的に対応するもの

○火災覚知システム及び消火設備の再整備②消火設備等

火炎センサー性能の向上、設置個所の増設、また、現施設の紫外線検知方式だけでなく赤外線熱感知方式など複数の覚知方式を併用するなど、迅速に覚知する方法を検討する。

また、散水システムは、常時散水可能な方式とすることや火災覚知システムと連動した自動散水とすることなどを検討する。

3 初期消火及び119番通報の対応状況①運営体制

課題及び再発防止の方向性

①初期対応について①運営体制

ピット火災時のマニュアルは作成されており、他の箇所の火災についても、当該マニュアルを準用した対応を行っており、各施設受託者の連携も取ることができている。しかし、施設毎の火災対応マニュアルを構築する等、今回の火災を機に対応体制の強化の検討を行う必要がある。

②119番通報までの対応について①運営体制

119番通報の通報者及び通報の判断については、的確な判断により行われており、問題がなかったと考えられる。

今後は、火災状況に即し、通報が各施設統一で判断できるよう組合において基準を作成することを検討することとする。

すぐに対応するもの

○火災発生時のマニュアルの再整備①運営体制

火災発生時のマニュアルは、焼却等受託者において作成し、それに基づき対応している。このマニュアルは、ピット火災時のマニュアルであり、他の施設に火災があった場合はこれを準用し、粗大受託者は、焼却等受託者と連携し、現場確認と初期消火の対応を実施している。

各委託事業者と調整し、施設毎の火災発生時のマニュアルを作成することや各施設間の連絡体制の構築等の検討を行い、今後の備えとする。

○119番通報における統一した通報判断基準の作成①運営体制

火災の拡大防止を徹底するため、火災を確認した際には、状況を安易に自己判断せず、初期消火を行わずに速やかに119番通報を行うことを基本とする。今後、消防機関と協議を重ね、現場の安全確保を最優先とした通報の判断基準を明確化・統一し、全職員が共通の対応方針のもとで行動できる体制を整える。

4 出火原因 ①運転体制、②消火設備等、③その他

課題及び再発防止の方向性

今回の火災は不燃物の処理により発生しているため、もえない・もやさないごみの区分からの二次電池等発火原因となる不適物排除が課題となる。

また、火災事故防止のため、不燃物に限らず、焼却ごみ、リサイクルごみ等において、発火原因となる不適物の混入をできる限り未然に防ぐ必要がある。**①運転体制、②消火設備等、③その他**

すぐに対応するもの

○収集区分の再検討及び正しいごみの分け方・出し方の周知・啓発③その他

小型家電においては、二次電池が入っている(取り外せない)ものの収集区分は定めているが(蕨市:消火器、バッテリー 戸田市:危険物)、二次電池が入っていないものは現在、蕨市は「もえないごみ」戸田市は「もやさないごみ(不燃物等)」の区分となっており、市民が電池の有無を確認できずに、あるいは判断せずに、不燃物に電池が入っているものが出されていると考えられるため、収集区分について、両市統一のルールとするなど、再検討を進めていくことに加え、正しいごみの分け方・出し方の周知・啓発を実施していく。

※蕨市・戸田市両市では令和7年12月に今回の火災事故を受け、リチウムイオン電池等専用の回収袋を市内全戸に配布を予定。

さらに、幅広く情報を周知するため、広報、ホームページ、動画、デジタルサイネージ等を活用した広報活動を検討していく。

○不燃ごみの展開調査の強化③その他

発火原因となる不適物の混入防止を目的として、不燃ごみの中身を確認する展開調査を実施し、調査結果を公表することで、ごみの混入抑止の観点も含め、定期的に実施することを検討する。

○体制の強化①運転体制

不燃物の搬入にあたり、本来不燃(燃えない)ごみには入れられない不適物の選別は、手作

業により実施しているが、選別作業の体制強化を図る。

中長期的に対応するもの

○ライン上に火災の原因となる二次電池等の不適物除去のための、新たな設備の構築、導入を検討するなど**②消火設備等**

他自治体の先進事例や技術進歩を踏まえ、最新技術の導入を検討する。

5 各種法令等との整合性 **③その他**

各検証項目において、各種法令等との整合性を検証したが、各種法令等に反しているものはなかった。

しかしながら、今回の火災事故を組合、受託事業者双方が重く受け止め、より高い意識の下で、安全かつ適切に施設の運転・管理を実施する必要がある。**③その他**

すぐに対応するもの

○各施設の運転管理業務委託契約における契約内容の見直しの検討**③その他**

火災発生時のスムーズな連絡、周知体制についての強化を仕様書上で明確にするなど、記載事項の検討を行う。

5 蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議の経過と委員名簿

会議の経過

第1回

日時:令和7年8月21日(木)14:00~16:00

場所:蕨戸田衛生センター 管理棟 2階 大会議室

議事:(1)蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議について

(2)会議の公開について

(3)蕨戸田衛生センター火災に関する調査検証・再発防止対策会議スケジュールと審議
内容について

(4)蕨戸田衛生センターにおける火災について

第2回

日時:令和7年9月17日(水)14:00~16:30

場所:蕨戸田衛生センター 管理棟 2階 大会議室

議事:(1)第1回会議における確認事項についての報告

(2)火災事故に関する検証について

第3回

日時:令和7年10月20日(月)14:00~16:30

場所:蕨戸田衛生センター 管理棟 2階 大会議室

議事:(1)第2回会議における確認事項についての報告

(2)火災事故に関する検証について(続き)

第4回

日時:令和7年11月25日(火)14:00~

場所:蕨戸田衛生センター 管理棟 2階 大会議室

議事:(1)火災事故に関する検証について(続き)

(2)再発防止策について

(3)火災事故検証報告書(案)について

第5回

日時:令和7年12月12日(金)14:00~

場所:蕨戸田衛生センター 管理棟 2階 大会議室

議事:(1)火災事故検証報告書(案)について

委員名簿

氏 名	所 屬 等	備 考
八鍬 浩	公益社団法人全国都市清掃会議	会長
根津 賢治	蕨戸田衛生センター組合事務局長	副会長
加藤 宏之	蕨市市民生活部安全安心課長	
細井 高行	戸田市環境経済部環境課長	
山本 義幸	蕨戸田衛生センター組合次長兼業務課長	
甲斐 基樹	蕨戸田衛生センター組合総務課長	
上嶋 拓	蕨戸田衛生センター組合施設課長	

作成中

おわりに